

改正案

附則

（認可特定保険業者に関する読替え等）

第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ(1)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百十条第三項	前二項 これらの報告書	第一項 同項の報告書
第一百十一条第三項	前二項	第一項
第一百十一条第四項	第一項又は第二項に規定する説明書類	第一項に規定する説明書類が

現行

附則

（認可特定保険業者に関する読替え等）

第一条の三 改正法附則第四条第一項及び第二項において認可特定保険業者（改正法附則第二条第七項第一号ホ(1)に規定する認可特定保険業者をいう。以下この条、次条並びに附則第五条及び第五条の二において同じ。）について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一百十条第三項	前二項 これらの報告書	第一項 同項の報告書
第一百十一条第三項	前二項	第一項
第一百十一条第四項	第一項又は第二項に規定する説明書類	第一項に規定する説明書類が

第百二十一条 第二項	第百二十一条 第二項	第百二十一条 第一項第二号	第百二十一条 第一項及び第百 二十一条第一 項	第百二十条第 一項及び第百 二十一条第一 項	第百十六条第 三項	第百十一条第 六項	第百十一条第 五項	第百十一条第 五項	第百十一条第 五項	が	、第一項又は第二 項	前各項に	第一項又は第二項	前各項の	第一項又は第二項	前二項	取締役会	取締役会	契約者配当又は社員 に対する剰余金の分 配	取締役会	少額短期保険業を	第百七十二条 第二項
										、同項	第一項及び前二項に	第一項	同項及び前二項の	第一項	第一項	第一項	第一項	契約者配当	理事会	特定保険業を		

第百二十一条 第二項	第百二十一条 第二項	第百二十一条 第一項第二号	第百二十一条 第一項及び第百 二十一条第一 項	第百二十条第 一項及び第百 二十一条第一 項	第百十六条第 三項	第百十一条第 六項	第百十一条第 五項	第百十一条第 五項	第百十一条第 五項	が	、第一項又は第二 項	前各項に定める	第一項又は第二項	前各項	第一項又は第二項	前二項	取締役会	取締役会	契約者配当又は社員 に対する剰余金の分 配	取締役会	少額短期保険業を	第百七十二条 第二項
										、同項	第一項及び前二項に 定める	第一項	第一項及び前二項	第一項	第一項	第一項	第一項	契約者配当	理事会	特定保険業を		

<p>第二百三十五条 第三項及び第 四項並びに第</p>	<p>読み替える法 の規定</p>	<p>移転会社</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>条の九及び第 二百七十二 条の十一第二項</p>	<p>次の各号</p>	<p>第一号、第四号又は 第六号</p>
					<p>第二百七十二 条の二十一第 一項</p>	<p>営業所、事務所</p>	<p>事務所</p>
<p>第二百三十五 条第三項及び 第四項並びに</p>	<p>読み替える法 の規定</p>	<p>移転会社</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二百七十二 条の二十七</p>	<p>少額短期保険業を</p>	<p>特定保険業を</p>
					<p>第三百十五 条第七号</p>	<p>少額短期保険業</p>	<p>少額短期保険業又は 特定保険業</p>

2 改正法附則第四条第十一項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第二百三十五条 第三項及び第 四項並びに第</p>	<p>読み替える法 の規定</p>	<p>移転会社</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>条の九及び第 二百七十二 条の十一第二項</p>	<p>次の各号</p>	<p>第一号、第四号又は 第六号</p>
					<p>第二百七十二 条の二十一第 一項</p>	<p>営業所、事務所</p>	<p>事務所</p>
<p>第二百三十五 条第三項及び 第四項並びに</p>	<p>読み替える法 の規定</p>	<p>移転会社</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二百七十二 条の二十七</p>	<p>少額短期保険業を</p>	<p>特定保険業を</p>
					<p>第三百十五 条第七号</p>	<p>少額短期保険業</p>	<p>少額短期保険業又は 特定保険業</p>

2 改正法附則第四条第十一項において認可特定保険業者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第百三十七條	第百三十六條第二項			第百三十六條第二項			第百三十六條第三項及び第三項
	移転会社	移転会社の定める費用を支払って	営業時間又は事業時間	移転会社の株主又は保険契約者	各営業所又は各事務所	取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）	
移転業者	移転業者の評議員若しくは当該移転業者の定める費用を支払う社員若しくは保険契約者は、その事業時間内に限り、	移転業者の評議員若しくは当該移転業者の定める費用を支払う社員若しくは保険契約者は、その事業時間内に限り、	事業時間	移転業者の社員、評議員若しくは保険契約者	各事務所	理事	移転業者

第百三十七條	第百三十六條第二項			第百三十六條第二項			第百三十六條第三項及び第三項
	移転会社	移転会社の定める費用を支払って	営業時間又は事業時間	移転会社の株主又は保険契約者	各営業所又は各事務所	取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）	
移転業者	移転業者の評議員若しくは当該移転業者の定める費用を支払う社員若しくは保険契約者は、その事業時間内に限り、	移転業者の評議員若しくは当該移転業者の定める費用を支払う社員若しくは保険契約者は、その事業時間内に限り、	事業時間	移転業者の社員、評議員若しくは保険契約者	各事務所	理事	移転業者

第一項、第三百八条第一項、第三百三十九条第二項第三号並びに第四百十条第一項及び第三項	当該会社	当該業者
第四百十条第三項	当該会社	当該業者

3 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第二項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時ににおいて既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二 公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約（公告等の時において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

4 改正法附則第四条第十四項において認可特定保険業者について

第一項、第三百八条第一項、第三百三十九条第二項第三号並びに第四百十条第一項及び第三項	当該会社	当該業者
第四百十条第三項	当該会社	当該業者

3 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十五条第二項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 改正法附則第四条第十一項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時ににおいて既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）

二 公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約（公告等の時において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。）

4 改正法附則第四条第十四項において認可特定保険業者について

て法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替
えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十六条	本店又は主たる事務 所	主たる事務所
第二項		

5 改正法附則第四条第十七項において認可特定保険業者につい
て法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替
えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五百五十三条	株主総会等	社員総会
第一項第一号		
第五百五十三条	保険業	特定保険業
第一項第二号	株主総会	社員総会又は評議員 会
第五百五十三条	次に掲げる基準	第二号に掲げる基 準
第二項各号列 記以外の部分		
第五百五十三条	保険業	特定保険業
第二項第二号		

て法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替
えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十六条	本店又は主たる事務 所	主たる事務所
第二項		

5 改正法附則第四条第十七項において認可特定保険業者につい
て法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替
えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五百五十三条	株主総会等	社員総会
第一項第一号		
第五百五十三条	保険業	特定保険業
第一項第二号	株主総会	社員総会又は評議員 会
第五百五十三条	次に掲げる基準	第二号に掲げる基 準
第二項各号列 記以外の部分		
第五百五十三条	保険業	特定保険業
第二項第二号		

第百六十五條 の二十三	第百六十五條 の二十四第二 項第二号	本店	各營業所	各事務所	法人及び 名称	会社	第百六十六條 第二項	各營業所又は各事務 所	第百六十六條 第二項	時間	第二号	次に掲げる基準	第百六十七條 第二項	次に掲げる書類 第一号及び第四号に 掲げる書類	同条第六項(第二 百)	第百七十條第 一項各号列記 以外の部分

第百六十五條 の二十三	第百六十五條 の二十四第二 項第二号	本店	各營業所	各事務所	法人及び 名称	会社	第百六十六條 第二項	各營業所又は各事務 所	第百六十六條 第二項	時間	第二号	次に掲げる基準	第百六十七條 第二項	次に掲げる書類 第一号及び第四号に 掲げる書類	同条第六項(第二 百)	第百七十條第 一項各号列記 以外の部分

第七十四條 第九項	清算（特別清算を除く。）	開始した場合は、この限りでない	清算
第七十四條 第十二項	本店又は主たる事務所		主たる事務所
第七十五條 第一項	、第四項又は第九項		又は第九項
第七十六條 第一項	清算人（特別清算の場合の清算人を除く。）		清算人
	株主総会等		社員総会又は評議員
第七十九條 第一項	清算（特別清算を除く。）		清算

6 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第五百十三條第三項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第五百十三條第一項の認可の申請（次号において「申請」という。）の日において既に保険事故が発生している保険契約

第七十四條 第九項	清算（特別清算を除く。）	開始した場合は、この限りでない	清算
第七十四條 第十二項	本店又は主たる事務所		主たる事務所
第七十五條 第一項	、第四項又は第九項		又は第九項
第七十六條 第一項	清算人（特別清算の場合の清算人を除く。）		清算人
	株主総会等		社員総会又は評議員
第七十九條 第一項	清算（特別清算を除く。）		清算

6 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第五百十三條第三項に規定する政令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第五百十三條第一項の認可の申請（次号において「申請」という。）の日において既に保険事故が発生している保険契約

(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)

二 申請の日において既に保険期間が終了している保険契約(申請の日において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。)

7 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百六十五条の二十四第五項から第七項までの保険金請求権等は、同条第二項の規定により官報に公告した時において既に生じているものに限るものとする。

(認可特定保険業者等に関する長官権限の委任)

第五条の二 改正法附則第三十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下この条から第六条までにおいて「長官権限」という。)のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する認可特定保険業者に係るものを除く。)は、認可特定保険業者(第一号及び第二号の場合にあつては、改正法附則第二条第一項の認可を受けようとする者を含む。)の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十二号、第十三号、第十五号及び第十八号から第二十号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げ

(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)

二 申請の日において既に保険期間が終了している保険契約(申請の日において保険期間の途中で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。)

7 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百六十五条の二十四第五項から第七項までの保険金請求権等は、同条第二項の規定により官報に公告した時において既に生じているものに限るものとする。

(認可特定保険業者等に関する長官権限の委任)

第五条の二 改正法附則第三十六条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下この条から第六条までにおいて「長官権限」という。)のうち次に掲げるもの(金融庁長官の指定する認可特定保険業者に係るものを除く。)は、認可特定保険業者(第一号及び第二号の場合にあつては、改正法附則第二条第一項の認可を受けようとする者を含む。)の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十二号、第十三号、第十五号及び第十八号から第二十号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げ

ない。

- 一 改正法附則第二条第一項の規定による認可
- 二 改正法附則第二条第二項の規定による認可申請書の受理
- 三 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可
- 四 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百十条第一項の規定による報告書等の受理
- 五 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百十五条第一項ただし書並びに改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百十五条第二項ただし書の規定による認可
- 六 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百二十条第三項の規定による届出の受理
- 七 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十一条第二項の規定による意見書の写しの受理
- 八 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百二十一条第三項の規定による意見の聴取
- 九 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十二条の規定による命令
- 十 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十三条第一項の規定による認可

ない。

- 一 改正法附則第二条第一項の規定による認可
- 二 改正法附則第二条第二項の規定による認可申請書の受理
- 三 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可
- 四 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百十条第一項の規定による報告書等の受理
- 五 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百十五条第一項ただし書並びに改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百十五条第二項ただし書の規定による認可
- 六 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百二十条第三項の規定による届出の受理
- 七 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十一条第二項の規定による意見書の写しの受理
- 八 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第百二十一条第三項の規定による意見の聴取
- 九 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十二条の規定による命令
- 十 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十三条第一項の規定による認可

-
- 十一 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百三十三條第二項の規定による届出の受理
- 十二 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十一條の規定による命令
- 十三 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十二條第一項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）
- 十四 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十三條の規定による命令（理事又は監事の解任の命令に限る。）
- 十五 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十三條の規定による命令（前号に規定するものを除く。）及び認可の取消し
- 十六 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二條の十一第二項ただし書の規定による承認
- 十七 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二條の二十一第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による届出の受理
- 十八 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二條の二十二第一項（改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第二百七十九條第二項において
-

- 十一 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百三十三條第二項の規定による届出の受理
- 十二 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十一條の規定による命令
- 十三 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十二條第一項の規定による命令（改善計画の提出を求めることを含む。）
- 十四 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十三條の規定による命令（理事又は監事の解任の命令に限る。）
- 十五 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十三條の規定による命令（前号に規定するものを除く。）及び認可の取消し
- 十六 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二條の十一第二項ただし書の規定による承認
- 十七 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二條の二十一第一項（第二号、第三号及び第五号を除く。）の規定による届出の受理
- 十八 改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二條の二十二第一項（改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第二百七十九條第二項において
-

準用する場合を含む。)及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

十九 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三第一項(改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百七十九条第二項において準用する場合を含む。)並びに改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三第二項の規定による質問及び立入検査

二十 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十七の規定による認可の取消し

二十一 改正法附則第四条第四項ただし書及び第七項ただし書の規定による承認

二十二 改正法附則第四条第八項、同条第十一項において読み替えて準用する法第三百三十九条第一項、改正法附則第四条第十二項において読み替えて準用する法第四百十二条、改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第四百四五条第一項及び第四百九条第二項並びに改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第五百十三条第一項及び第六十七条第一項の規定による認可

二十三 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十四条第一項の規定による清算人の選任

準用する場合を含む。)及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

十九 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三第一項(改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第一百七十九条第二項において準用する場合を含む。)並びに改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十三第二項の規定による質問及び立入検査

二十 改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十七の規定による認可の取消し

二十一 改正法附則第四条第四項ただし書及び第七項ただし書の規定による承認

二十二 改正法附則第四条第八項、同条第十一項において読み替えて準用する法第三百三十九条第一項、改正法附則第四条第十二項において読み替えて準用する法第四百十二条、改正法附則第四条第十四項において読み替えて準用する法第四百四五条第一項及び第四百九条第二項並びに改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第五百十三条第一項及び第六十七条第一項の規定による認可

二十三 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十四条第一項の規定による清算人の選任

二十四 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十四条第八項の規定による届出の受理

二十五 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十四条第九項の規定による清算人の解任及び選任

二十六 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十四条第十二項の規定による登記の嘱託

二十七 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十五条第二項の規定による決定

二十八 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十六条の規定による書類の受理

二十九 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十八条において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百三十四条第二項の規定による許可

三十 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十九条第一項の規定による命令

三十一 改正法附則第四条第二十項第四号の規定による承認

2 長官権限のうち、次に掲げるもの（金融庁長官の指定する保険契約管理者（改正法附則第二条第十三項に規定する保険契約管理者をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）は、保険契約管理者の主たる事務所の所在地を管轄

二十四 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十四条第八項の規定による届出の受理

二十五 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十四条第九項の規定による清算人の解任及び選任

二十六 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十四条第十二項の規定による登記の嘱託

二十七 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十五条第二項の規定による決定

二十八 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十六条の規定による書類の受理

二十九 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十八条において適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第二百三十四条第二項の規定による許可

三十 改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第七十九条第一項の規定による命令

三十一 改正法附則第四条第二十項第四号の規定による承認

2 長官権限のうち、次に掲げるもの（金融庁長官の指定する保険契約管理者（改正法附則第二条第十二項に規定する保険契約管理者をいう。以下この項において同じ。）に係るものを除く。）は、保険契約管理者の主たる事務所の所在地を管轄

する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

一 改正法附則第二条第十二項の規定による承認

二 改正法附則第二条第十四項の規定による届出の受理

3 第一項第十八号及び第十九号に規定する権限で従たる事務所等（認可特定保険業者の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は認可特定保険業者の子法人等（改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十二第二項に規定する子法人等をいい、その施設を含む。）若しくは認可特定保険業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項及び次項について同じ。）に関するものについては、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 前項の規定により、認可特定保険業者の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該認可特定保険業者の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所

する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。

一 改正法附則第二条第十一項の規定による承認

二 改正法附則第二条第十三項の規定による届出の受理

3 第一項第十八号及び第十九号に規定する権限で従たる事務所等（認可特定保険業者の主たる事務所以外の事務所その他の施設又は認可特定保険業者の子法人等（改正法附則第四条第一項において読み替えて準用する法第二百七十二条の二十二第二項に規定する子法人等をいい、その施設を含む。）若しくは認可特定保険業者から業務の委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者及びこれらの者の施設を含む。）をいう。以下この項及び次項について同じ。）に関するものについては、第一項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 前項の規定により、認可特定保険業者の従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該認可特定保険業者の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所

所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができない。
5 金融庁長官は、第一項及び第二項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができない。
5 金融庁長官は、第一項及び第二項の指定をした場合には、その旨を官報で告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。